

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	調川地区 (松山田・白井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多面的機能支払交付金事業及び中山間地域直接支払交付金事業の活用により、農業者、農業者以外の地域住民が一体となり農地の保全・管理に努めている。しかし、中山間地での農業は負担も多く現状を維持するのが精一杯となっている。特に水路の確保・維持管理について課題があり将来的に整備をしていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に、施設野菜、繁殖牛農家が農地の利用を行っている。小区画の農地が多く、大型機械の搬入が可能となるよう基盤整備がされている農地の区画整理、大区画化の必要性がある。今後10年の間は担い手を確保できると思うが後継者がいないため将来の地域農業への不安がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、中山間地域直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業等に取組保全・管理を行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針 農用地の大区画化のための基盤整備を実施したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやカラスの被害が拡大しないよう防止柵を設置する。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、水路・農道等の維持・管理に務める。